

平成24年6月12日 訪問部会に参加 記録

## ケアマネさんに聞いてみましょう

- 加算がつくと利用者が減る？
  - ・利用者さん宅で処遇改善の説明をしても、批判的な意見は聞かれない。  
ケアマネも、処遇改善等の加算の有無で事業所を選ぶことはないのでは？
- ヘルパー事業所を選ぶ基準は？
  - ・同一法人内に事業所があるとどうしても優先順位がつく。
  - ・独居で家族も遠方となると、通院の際の送迎サービスや自費で付き添いサービスが受けられる事業所がありがたく、選択の理由になる。
- 事業所に対してカチンときたことはないですか？
  - ・A事業所側の都合で「今後訪問の継続ができない」とのことで、ケアマネとしてB事業所を探した。後日、A事業所から「今後は入れるようになりました」と利用者に直接連絡をされ、それならと利用者がA事業所に戻ることを希望された。B事業所に申し訳ない結果となった。
- 利用者の中には、ケアマネさんの立場を理解されていない方もある。ヘルパーに尋ねられた場合のわかりやすい方法はありますか。
  - ・なんか月1回来るな、という程度の感覚でいる利用者さんもみえます。
  - ・私の場合、ケアマネの仕事は自立支援なので、本人・家族ができることはやってもらい、全てをコーディネートしてあげるのがケアマネではないと思っている。困っているな、と感じたら支援します。「困っていること相談して下さい」と言っただけでもいいのでは。
- 訪問入浴サービスで、背中にほんの少し発赤が見られる場合など、ケアマネにどこまで報告すべきか迷うことがあります。
  - ・迷ったらFAX等で報告していただいて、間違いはないと思う。報告をもらわずに困ることはあっても、もらって困ることはない。
- 訪問時間の変更など、ケアマネにどこまで事前に連絡をするべきで、どこまで事後報告でよいか。
  - ・ケアマネにより、時間の変更も必ず事前連絡がほしい人と、実績で報告でいいよ、という人として、ケアマネにより異なる。
  - ・細かい時間調整は事業所と利用者さんでやっていただいて事後報告でよいが、サービス内容が変わった時、利用者さんの状態変化があった時は、FAXでもよいのですぐに連絡がほしい。
- 複数の事業所がサービスに入っている場合の横の連携について、どこまで直接連絡しあうべきか。

- ・「こういうケアをしていますよ」「こういうことがありました」というお知らせ、連絡については、事業所間の横の連携としてやっていただいてよい。しかし、「こうしてください」という指示についてはケアマネからお願いをするものなので、ケアマネをとおしていただいた方がよい。

○介護タクシーの「通院等乗降介助」と「身体1」について。ケアマネにより、介護4、5なら無条件に「身体1」となる場合と、介護4、5で身体介護に時間がかかる旨を言っても「通院等乗降介助です」となる場合がある。

- ・「こういう介護で〇〇分かかりました」と実状を報告されれば、「それでも乗降介助で」と言い切ることはないと思うが・・・。

#### ○ 訪問系サービスで行われているケアマネさんが良いなと感じる～。

- ・加算を取っている取っていない、などの理由で事業所を選んでいない。
- ・選ぶ事業所さんの条件は、ご利用者さんのためにみんながチームで動くことができる責任者そしてスタッフさんか。嫌なことも伝えあい、改善・建設的な関わりを重ねられ、ご利用者さんにチームで還元できていくことができる事業所さんを選んでいる。

#### ○ ケアマネの前職によって～、どこまで報告し連携をとれば良いのか迷うことがある。

- ・ケアマネの持っている資格に関係なく、報告は、どんなことでもいただくことがありがたい。ケアマネは直接援助者でないので、現場からの発信をいただきたい。現場での、観察・気づき・報告をお願いしたい。ない方が残念。FAXでいただければ、書面にも残るのでありがたい。
- ・ケアマネは報告をいただき、各サービス事業所に周知するのか、サービス調整等が必要なのか判断する。
- ・各サービス事業所も、情報共有できることはうれしいと思う。
- ・ただ、ケアマネが知らないところで、一サービス事業所から他サービス事業所に直接、サービス内容が変更になるような指示は避けてほしい。例えば看護から他事業所の介護への指示も、医師の指示や指示書以外ならばあり得ない。他事業所に指示になることは、必ずケアマネを通してほしい。利用者さんを支えるチームの原則として、サービス事業所間で直接指示しあうことは禁忌で、必ずケアマネに報告・提案をしてほしい。もし、直接指示するようなことが発生した場合は、ケアマネにも報告してほしい。
- ・訪問時刻の微調整などは、ご利用者さんや事業所の都合があると思うので、お互いの中で調整して頂いてかまわない。自分は実績での報告でかまわない。～が、ケアマネによっては、細かく報告をほしい、事前に報告をほしいと希望する者もいると思うので、それぞれに合わせていただければよいと思う。

○ ケアマネとの連携の取り方、又、訪問事業所2カ所以上入っている場合の連携の取り方。

- ・ケアマネとの連携の取り方は、各ケアマネそれぞれの希望があるので、聞いて応じてほしい。細かに報告のほしいケアマネ、実績報告で良いとするケアマネ…、サービス事業所もいろいろとあるように、ケアマネの希望も様々。お互いにコミュニケーションをとって、身近な存在になるようにしていけば良いと思う。
- ・2カ所以上の訪問事業所が入っている場合、その日の状況報告や、サービス内容の微調整などは、ノートや電話などで直接やらしてもらえばよい。サービス内容の調整が必要ならば、ケアマネに報告・提案をしてほしい。

○ 利用者の中には、ケアマネさんの立場をよく理解されていない方が見えます。ヘルパーに尋ねられた場合わかりやすい説明の方法はありますか？

- ・自立している方は特に、月に1回やって来るケアマネ、くらいにしか思っで見えない方も実際に見えると思う。それでよいと思っている。ケアマネによっては、何でも言ってほしい、と言う方も見えるが、自分は自立支援の立場を大切にしているので、本人や家族が連絡等についても自立できている人は、直接やらしてもらっている。しかし困られたときには、タイミングを逃さず、全力で各機関に対してなどしっかり対応している。  
～なので、よくわかって見えない方には、困られたときにケアマネに相談してください…、くらいのお返事をして頂ければ幸い。

<その他>

- ・法改正で生活2が45分未満、生活3が45分以上と分けられた。生活3は45分以上としか明記されておらず、どうしているか。今までどおり60分で実施している事業所が多い。中には、生活3で90分のサービスを実施していた利用者に、急に60分にすることができず70分実施しているケースもある。
- ・訪問介護には「緊急時訪問加算」があるが「通院等乗降介助」や通院介助にともなう「身体1」には緊急時加算は適用されないのか。